

「市川市子どもの貧困対策計画」の策定について

1. 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号 令和元年6月19日改正)

目的

- ・子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
- ・全ての子どもが心身ともに健やかに形成され、及びその教育の機会均等が保証され、子ども1人1人が夢や希望を持つことができるようにする
- ・子どもの貧困の解消に向けて、児童権利条約の精神に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する

基本理念

- ・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
- ・背景に様々な社会的な要因があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取り組みとして行うこと

2. 「市川市子どもの貧困対策計画」について

- (1) 計画の期間 令和6年度から令和10年度までの5か年
 (2) 計画の対象 心身の発達過程にある者とその育成に関わりのある全ての人々・関係する機関等
 (3) 策定体制 ①子どもとその保護者へのアンケート調査の実施
 ②支援者へのアンケート調査の実施
 ③市川市子ども・子育て会議による審議
 ④パブリックコメントの実施

3. 「市川市子どもの貧困対策計画」の策定に向けたスケジュール

令和4年				令和5年				
10月	11月	12月	3月	7月	8～9月	10月	1月	3月
 アンケート調査実施 ①子どもとその保護者 ②支援者				 調査結果報告 意見聴取	 パブリック コメント	 計画案の 提示	 計画の報告	 子どもの 貧困対策計画 策定
 アンケート 結果集計								

4. 計画策定のためのアンケート調査概要

①子どもとその保護者

調査対象	小学5年生とその保護者 約1,300世帯 中学2年生とその保護者 約1,500世帯 ※学校毎に抽出(小学校13校、中学校7校)
調査方法	学校配布・学校回収にてアンケートを実施
設問数	子ども20問、保護者30問程度(選択制)
質問内容	【子ども】学習環境や進学先、生活習慣、 こどもの居場所、いじめの経験等 【保護者】世帯収入、暮らし向き、子どもの 進学見込み、制度の利用状況等

②支援者

調査対象	家庭相談員、こども食堂、SSW等の 子どもへの支援を行っている関係機関
調査方法	メール・郵送にて依頼 回収は郵送もしくは電子フォームより
設問数	15問程度(記述式含む)
質問内容	支援内容、あるべき支援、運営規模、 活動概要、相談件数や取り組み上の工夫等 困難を抱える子どもの数や特徴、原因事象